

## プレスリリース（仮訳）

**IFIAR による調査の結果、2015 年以降で検査指摘率が 21%減少。監査品質の継続的な向上が重要と強調**

**2020 年 1 月 30 日**

55 の国・地域の独立した監査監督当局で構成される監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、同フォーラムのグローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQ WG）<sup>1,2</sup>が設定した目標に照らして検査指摘率を測定する、2015 年からの取組の結果を、本日公表した。

2015 年、それ以前の調査において、持続的に検査指摘率が高くなっていたことへの対応として、GAQ WG とグローバルな監査法人ネットワーク（GPPC）<sup>3</sup>が、GAQ WG メンバー当局の上場 PIE に係る検査において 1 つ以上の指摘のあった個別監査業務の割合（検査指摘率）を、4 年間で少なくとも 25%削減するという目標を設定した。当時、GAQ WG メンバー当局の検査において、1 つ以上の指摘のあった GPPC メンバーファームの監査の割合は 39%であり、最低限 25%の削減目標の達成には、2019 年調査における検査指摘率を 29 %以下にする必要があった。

2019 年調査によれば、GPPC 全体で、1 つ以上の指摘<sup>4</sup>のあった監査業務の割合は 4 年間で 21%削減され、検査指摘率は 31%となった。IFIAR は、検査指摘率が減少した結果に勇気づけられているものの、削減目標が達成できず、検査指摘率も依然として高いことには失意を抱いている。さらに、削減は全ての国で認められたわけではない。IFIAR は、GPPC に対し、引き続き監査品質の更なる向上と高品質な監査の一貫性ある実施に焦点を当てるとともに、監査品質の更なる向上のための取組の特定と実施を継続するよう求める。なお、こうした取組には、監査品質向上に対する効果が認められている既存の取組に加え、新たなものも含まれる。

GAQ WG と GPPC は、検査指摘率の更なる削減を目指した新たな取組について合意している。最初の取組と同様、新しい取組でも 4 年間で 25%の削減

---

<sup>1</sup> 目標設定当時の GAQ WG メンバーは、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、シンガポール、英国、米国。

<sup>2</sup> 本取組は、各メンバー当局の検査に関する IFIAR の調査で収集された情報に基づく。調査において、個別監査業務検査の指摘事項は、上場された PIE（PIE（Public Interest Entities）とは、社会的影響度の高い事業体を指す。主に上場企業及び金融機関）に係るデータのみを収集している。調査の詳細については、本プレスリリースの「検査指摘事項調査について」のセクションを参照。

<sup>3</sup> 各 GPPC ネットワークは、世界の国や地域で別々に運営されている監査法人（メンバーファーム）のグループで構成されている。GPPC ネットワークは、Global Public Policy Committee（GPPC）に参加している。具体的な構成メンバーは、以下のとおり：BDO International Limited、Deloitte Touche Tohmatsu Limited、Ernst & Young Global Limited、Grant Thornton International Limited、KPMG International Cooperative、及び PricewaterhouseCoopers International Limited。

<sup>4</sup> IFIAR は、全ての国における検査指摘率削減への期待を表明していたが、GPPC ネットワークと GAQ WG は定期的に全員参加の対話を行っており、これが本取組の円滑なモニタリングを可能とするものであったことから、25%削減目標は GAQ WG メンバー国の検査結果に限定された。本取組の詳細については、2015 年検査指摘事項報告書のプレスリリースを参照。

を目指すこととし、2019年調査のデータを基準値、2023年調査の結果を最終値として用いる。2015年～2019年の削減目標がGAQ WGメンバー当局のみの検査結果に基づくものだったのに対し、2019年～2023年の取組について、IFIARの全メンバー国の約半数が取組への参加を選択しているのは、喜ばしいことである。

2019年調査に関する総括的な報告書は、2020年初頭に公表する予定。

### 検査指摘事項調査について

IFIARは、メンバー当局の監査事務所に対する検査における指摘事項について、年次で調査を行っている。本調査においては、検査指摘事項とは、監査基準の要件を充たす上での重要な不備を指す。調査結果は、IFIARメンバー当局の直近の検査周期に発出された報告書に基づく。そのため、本調査は遅行指標であり、必ずしも現在の監査業務の状況を反映しているものではないことに留意が必要である。検査指摘事項は、監査品質の向上の進捗を測る唯一の指標ではないものの、本調査の情報は、監査実務に係る議論の有用な基準点となり得る。個別監査業務の検査における指摘事項は、必ずしも監査された財務諸表に虚偽表示があることを示唆するものではない。とはいえ、検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分な監査証拠を入手していないことを示すものであり、監査事務所は監査基準を遵守した監査を一貫して実施することが求められる。年次の検査指摘事項調査の結果概要を含む、更なる情報については、IFIARウェブサイト参照のこと。

### IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの55の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事會（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト（[www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)）を参照されたい。